

北見市マイプラン・マイスタディ事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、市民の自主企画事業（講座等の開催）を予算の範囲内で支援することで市民の生涯学習意欲を高めるとともに市民の学習レベルの向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 生涯学習活動を目的とした講座等の開催とする。

- 2 2名以上の市民で企画されているものとする。
- 3 運営は自主運営とする。
- 4 広く市民に参加を募るものとする。
- 5 当該年度、1団体につき1事業とする。
- 6 事業は当該年度内に始まり当該年度内に終了するものとする。
- 7 教材、その他の実費は個人負担とする。
- 8 政治活動、宗教活動、営利営業活動、個人の利益や売名行為及び受験等資格取得を目的としないものとする。

(事業の申請)

第3条 本事業を実施する場合は開催予定日から起算して1ヶ月前までに「北見市マイプラン・マイスタディ事業申請書」（様式第1号）、「北見市マイプラン・マイスタディ事業企画者名簿」（様式第3号）、「北見市マイプラン・マイスタディ事業予算書」を（様式第4号）北見市教育委員会に提出するものとする。

(事業の承認)

第4条 第3条における申請をした団体に対して実施内容が適切であると認めた場合は「北見市マイプラン・マイスタディ事業承認書」（様式第2号）を交付する。

(事業の実績報告)

第5条 事業が終了した場合は速やかに「北見市マイプラン・マイスタディ事業実績報告書」（様式第5号）、「北見市マイプラン・マイスタディ事業決算書」（様式第6号）、「北見市マイプラン・マイスタディ事業出席簿」（様式第7号）にポスター、チラシ、チケット、状況写真、新聞報道記事等を添えて北見市教育委員会に提出するものとする。

(講師謝礼の支払)

第6条 第5条における報告を受け適切に事業が遂行されたと認められる場合は50,000円を限度として北見市教育委員会が講師謝礼金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成19年7月3日から施行する。

この要綱は平成19年11月1日から施行する。

この要綱は平成24年8月1日から施行する。

平成28年度北見市マイプラン・マイスタディ実施状況（北見分）

事業名	申請者	実施日	会場	参加人数
楽しく作って おいしくいただく	北見友の会	6月21日(火)	北見友の家	119人
母親を中心に市民の 体力づくりを考える エクササイズダンス	SCCIP オホーツク	7月5日(火)	北見市立 体育センター	34人